

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成30年10月9日

支出負担行為担当官

東北防衛局長 伊藤 茂樹

1 工事概要

(1) 工事名 三沢外(30)庁舎B新設等機械工事

(2) 工事場所 青森県三沢市、岩手県下閉伊郡山田町

(3) 工事内容 以下に掲げる機械設備工事を行う。

【三沢地区】

- ・ 庁舎B（RC－3 約2,500㎡）新設に伴う建物附帯
- ・ 76局舎（RC－2 302㎡）の一部改修
- ・ 74局舎（RC－1 186㎡）の一部改修

【山田地区】

- ・ 47局舎（CB－1 267㎡）の一部改修

(4) 工期 平成31年12月20日まで

ただし、三沢地区の74局舎及び山田地区については平成31年9月30日までとする。

(5) 本工事は、入札時に「企業・技術者の施工実績及び工事成績等」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型（地域精通度等））の試行対象工事である。なお、「企業の技術力」の評価にあたっては、地域精通度等を含めて評価を行う対象工事である。

(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに山田地区：直接工事費のうち空調機、自動制御設備及び処分費を除く全て（当該工事に必要な仮設費を含む。）について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(8) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(9) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(10) 本工事における監理技術者又は主任技術者の専任期間は契約日の翌日から平成31

年12月20日までとする。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正 平成28年12月19日付け国土建第349号）に該当する期間は除く。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「管工事」で級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省が算定した「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級・総合審査数値欄の点数）が「A」であること。
- (5) 平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した、次の要件を満たす、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
 - ・建物附帯機械設備工事なお、当該実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。詳細は入札説明書による。
- (6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 1級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者である。
 - イ 平成15年度以降入札公告日までに、次の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（原則、着工から完成まで従事している。）。
 - ・建物附帯機械設備工事なお、当該経験が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認

資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 東北防衛局が発注した「管工事」のうち、平成28年度及び平成29年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (11) 東北防衛局の管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。あるいは、当該管轄区域内に同種工事の施工実績があること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

- ア 企業の技術力
- イ 施工体制
- ウ その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

- ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。
- イ 加算点 技術資料の内容に応じ、(1)ア及びウの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に20点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

- ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)イの項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

- エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) その他 受注者の責により入札時の(1)アの評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、1工事最大5点減ずる。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-297-8241

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 平成30年10月9日から同年11月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 11形式)

図面類 : PDF (Acrobat 11形式)

数量表等 : Excel (2013形式)

申請書類 : Word (2013形式) 又は一太郎 (2013形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼する

ことができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、CD-R(未使用に限る。)1枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 平成30年10月16日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 見積の提出期間等

ア 提出期間 平成30年10月9日から同年10月22日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)。郵送等による場合は、10月22日必着。

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 入札書の受領期間等

ア 受領期間 平成30年11月6日から同年11月8日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後3時までとする。紙入札方式による場合は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く。)。ただし、最終日は午後3時までとする。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年11月13日 午後1時30分

イ 場所 東北防衛局5階電子入札室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約(2年間)を付したのものに限る。)を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当する者とし、その者のした入札を無効とする。

- (5) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (6) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとして、その者の入札を無効とすることがある。
- (7) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (8) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (9) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は、入札説明書による。）。
- (10) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (12) 契約書作成の要否 要。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (15) 詳細は、入札説明書による。

6 用語の定義

入札公告、入札説明書及び評価基準等に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 防衛省発注機関

契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及

び機関並びに防衛装備庁をいう。

(2) 特殊法人等

ア 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行例」（平成13年2月15日政令第34号）第1条の法人をいう。

イ 別の法律によりアの法律に準拠した特殊法人等と同等と規定されている発注機関。

ウ 現在は特殊法人から外れているが、当時特殊法人等だった発注機関（過去における公団及び公社を含む。）。